

○村山市都市公園条例

昭和44年3月25日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第3条第1項及び第4条第1項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第13条第1項の規定に基づき、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設(高齢者移動等円滑化法第2条13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の設置基準を定めるとともに、法及びその他法令に定めるもののほか、本市の都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 平成25年条例13号)

(都市公園の設置基準)

第1条の2 市長は、都市公園を設置する場合においては、規則で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

(追加 平成25年条例13号)

(公園施設の設置基準)

第1条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他規則で定める特別の場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(追加 平成25年条例13号)

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる特定公園施設について、規則で定めるものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂
- (5) 駐車場
- (6) 便所
- (7) 水飲場及び手洗場
- (8) 掲示板及び標識

2 前項の規定による基準は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。

(追加 平成25年条例13号)

(公園施設に関する制限等)

第1条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

(追加 平成31年条例10号)

第2条 削除

(削除 昭和54年条例13号)

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること
- (4) ごみその他汚物を捨てること
- (5) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は配布すること
- (6) 興行を行なうこと

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、公園管理上特に支障があると認める行為を禁止することができる。

(一部改正 昭和46年条例13号)

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること
- (2) 業として写真、映画又はこれに類するものを撮影すること
- (3) 業として貸ボートを行なうこと

- (4) 競技会、展示会、その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (5) 花火、キャンプファイヤー等のため、火気を使用すること
- (6) その他公園を用途外に使用すること
- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。
- 3 市長は、第1項の許可は、公衆の利用に支障がないと認められる場合に限り与えるものとし、かつ、公園の管理上必要な範囲で条件を付することができる。
- (一部改正 昭和46年条例13号)
- (許可の特例)
- 第4条の2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。
- (追加 昭和54年条例13号)
- (利用の禁止及び制限)
- 第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。
- (公園施設を設け及び管理させる者の資格)
- 第6条 市長が法第5条第1項の規定により、公園施設を設け、又は管理させることのできる者(以下「公園施設設置者等」という。)は、市内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。
- (申請書の記載事項)
- 第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 公園施設を設けようとするとき
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び名称
- ウ 設置の目的
- エ 設置の場所及び期間
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事着手及び完了時期
- ケ 工事費の調達計画
- コ 公園の復旧方法
- サ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び名称
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更理由
- エ その他市長が指示する事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有に係る物件」という。)の種類及び数量
- ウ 占有に係る物件の管理方法
- エ 占有に係る物件の工事の実施方法
- オ 占有に係る物件の工事の着手及び完了の時期
- カ 公園の復旧方法
- キ その他市長の指示する事項
- 3 法第6条第3項ただし書の規定する許可を要しないものは、次に掲げる変更とする。
- ア 占有に係る物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
- イ 占有に係る物件の構造を変えない修繕
- ウ 占有に係る物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替

エ その他許可に際し市長の指示する事項
(一部改正 平成17年条例23号)

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計仕様書及び図面を添付しなければならない。

(有料公園施設)

第8条の2 市が管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、[別表第3](#)に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設として利用に供する日及び時間は、有料公園施設の目的に応じて市長が定める。

3 [前項](#)の規定により定められた日及び時間内において、有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(追加 昭和51年条例13号)

(使用料等)

第9条 [法第5条第1項](#)、[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)又は[第4条第1項](#)の規定による許可を受けた者は、[別表第2](#)に掲げる使用料及び占用料を納付しなければならない。

2 [前条第2項](#)の規定により定められた日及び時間内において、有料公園施設を利用しようとする者は、[別表第4](#)に掲げる使用料又は入園料を納付しなければならない。

(一部改正 昭和51年条例13号・60年9号・平成17年23号)

(使用料等の徴収)

第10条 [前条](#)の使用料、占用料及び入園料(以下「使用料等」という。)は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、[第4条第1項各号](#)に掲げる行為又は有料公園施設の利用の期間(以下「使用期間」という。)が1年をこえない場合は、許可の際徴収する。

2 公園の使用期間が1年をこえる場合には、当該年度分は使用許可の際、当該年度以降の分については、1年分の使用料等を毎年4月に徴収する。

3 使用料等が年額で定められている場合において、使用期間に1年未満の端数を生じたときは、月割計算によるものとする。

4 使用料等が月額で定められている場合において、使用日数に1月未満の端数を生じたときは、日割計算によるものとする。

5 面積又は長さの計算において、1平方メートル又は1メートル未満の端数を生じたときは、これを1平方メートル又は1メートルとみなして算出するものとする。

(一部改正 昭和51年条例13号)

(使用料等の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第12条 市長は、使用者等の責に帰することができない理由によつて公園を利用しなかつた場合のほか、既納の使用料等は還付しない。

(公園の区域の変更及び廃止)

第12条の2 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(追加 昭和54年条例13号)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第13条 [第3条](#)から[前条](#)まで及び[第14条](#)から[第16条](#)までの規定は、[法第33条第4項](#)に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(一部改正 平成17年条例23号)

(使用権等の譲渡禁止)

第14条 公園施設設置者等又は使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第15条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定に基づく許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定に基づく許可に付した条件に違反している者

(3) 虚偽の申請その他不正の行為により、この条例による許可を受けた者

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分をし、又は[同項](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(一部改正 昭和54年条例13号・平成17年23号)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第15条の2 [法第27条第5項](#)の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この条項において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

2 [法第27条第5項](#)の規定による公示は、次に掲げる方法により行われなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 保管した工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、[前号](#)の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等([法第27条第5項](#)に規定する所有者等をいう。)の氏名及び住所を知ることができないときは、[前項各号](#)に掲げる事項を公示すること。

(追加 平成17年条例23号)

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第15条の3 [法第27条第6項](#)の規定による保管した工作物等の価額の評価は、当該工作物等に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

(追加 平成17年条例23号)

(保管した工作物等の売却の方法)

第15条の4 [法第27条第6項](#)の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行われなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(追加 平成17年条例23号)

(届出)

第16条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、当該行為をなした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) [法第5条第1項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき
- (2) [前号](#)に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を中止したとき及び[法第10条第1項](#)の規定により公園を原状に回復したとき
- (3) [法第26条第2項](#)又は[第4項](#)の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき
- (4) [法第27条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき

(一部改正 平成17年条例23号)

(指定管理者)

第17条 都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、バラ交流館及びレストハウス東沢の管理を[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(全部改正 平成18年条例29号)

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、公園施設の管理を行うものとする。

- (1) 開館する期間は、4月1日から10月31日までとする。ただし、公園内の状況により市長の承認を受けてこれを変更することができる。
- (2) その他公園施設の管理上市長が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて公園施設を臨時に開館し、又は休館することができる。

(追加 平成18年条例29号)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 公園施設の運営に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか公園施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

(追加 平成18年条例29号)

(罰則)

第20条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) [第3条\(第13条\)](#)において準用する場合を含む。)各号のいずれかに掲げる行為をした者
- (2) [第4条第1項\(第13条\)](#)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けずに、[同項各号](#)のいずれかに掲げる行為をした者

- 2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の過料に処する。
- 3 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、[前2項](#)の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

(一部改正 昭和54年条例13号・58年9号・60年9号・平成10年14号・12年29号・17年23号・18年29号)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(一部改正 昭和58年条例9号・60年9号・平成10年14号・18年29号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
(村山市公園地使用条例の廃止)
- 2 村山市公園地使用条例(昭和29年村山市条例第52号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例施行の際、現に権原に基づいて行為をしている者は、当該行為期間中従前の条件により、当該行為の許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和46年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月23日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、有料公園施設に関する改正規定は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月23日条例第8号)

この条例は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月22日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則(平成10年3月25日条例第14号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附 則(平成12年3月24日条例第29号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成13年3月23日条例第12号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成14年3月28日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成15年3月19日条例第11号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成17年3月24日条例第23号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成17年5月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成18年3月23日条例第29号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

- (経過措置)
- 2 公園施設の管理を法人その他の団体であつて、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 附 則(平成25年3月26日条例第13号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (村山市市営住宅設置条例の廃止)
- 2 村山市市営住宅設置条例(昭和39年村山市条例第18号)は、廃止する。
- (村山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第3条の規定の施行日に既に存する施設で同条の規定による改正後の村山市下水道条例第23条の規定に適合しない部分がある場合においては、当該規定(その適合しない部分に限る。)は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。
- (村山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)
- 4 村山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年村山市条例第14号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「第22条及び第24条」を「第25条及び第27条」に改める。
- 附 則(平成26年3月26日条例第11号)
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成31年3月22日条例第10号)
- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年6月17日条例第4号)
- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 削除

(削除 昭和54年条例13号)

別表第2(第9条関係)

(全部改正 昭和51年条例13号、一部改正 平成元年条例12号・9年6号・13年12号・17年23号)

- 公園施設の設置、公園の占用等の使用料
- 1 公園施設を設け、又は公園を占用する場合
- (1) 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
年をもつて許可するもの	1平方メートル1年につき	550円
月をもつて許可するもの	1平方メートル1月につき	22円
日をもつて許可するもの	1平方メートル1日につき	55円

- (2) 個数を単位として利用を認める場合
- 1個1年につき 550円
- (3) 長さを単位として利用を認める場合
- 1メートル1年につき 55円
- (4) 電柱(支柱・支線を含む。)及び鉄塔
- 1本1年につき [電気通信事業法施行令\(昭和60年政令第75号\)別表第1](#)に掲げる額
- 2 公園施設を管理する場合
- 1平方メートル1年につき 550円
- 3 [第4条第1項第1号](#)から[第5号](#)までに掲げる行為

行為の別		単位	金額
行商、募金その他これに類する行為		1人1日につき	330円
業としての撮影行為	写真撮影	1人1日につき	330円
	映画、テレビ撮影	1日につき	2,200円
貸ボート		1隻1月につき	110円
競技会、展示会等		1日につき	2,200円

別表第3(第8条の2関係)

(追加 昭和51年条例13号、一部改正 昭和58年条例9号・60年9号・平成13年12号・17年23号)

有料公園施設

施設の属する公園の名称	施設の名称
東沢公園	東沢バラ園

	野外音楽堂
	体験学習室

別表第4(第9条関係)
(追加 昭和51年条例13号、一部改正 昭和52年条例8号・58年9号・60年9号・平成元年12号・9年6号・13年12号・14年10号・17年23号・26年11号)
有料公園施設使用料、入園料

施設の名称区分	使用区分		金額	摘要
東沢バラ園入園料	大人	1人1回	600円	1 15人以上の団体の入園料は、1人1回につき大人500円、小・中学生200円とする。
	小・中学生	1人1回	300円	
野外音楽堂使用料	半日		330円	1 1日とは、4時間を超え8時間を超えない場合をいい、半日とは、4時間を超えない場合をいう。 2 夜間使用の場合は、電力料の実費を徴収する。 3 器具使用料は、550円以内で別に定める。
	1日		550円	
体験学習室	午前9時から正午まで		310円	
	正午から午後6時まで		310円	
	午後6時から午後9時まで		310円	